

## 会 議 録

会議の名称	第6回 戸田市自治基本条例推進委員会
開催日時	平成30年 12月11日(火) 午後7時00分～ 9時00分
開催場所	戸田市役所 1階東側休憩室
委員氏名	<p>◎□ 大山 宣治      ○■ 横山 誠                  □ 柴田 忠雄</p> <p>□ 山田 博満          □ 細井 明美          □ 雨木 恵美</p> <p>□ 播 義也              □ 市川 悦夫          □ 市ヶ谷 裕乙</p> <p>□ 飯田 峻平          □ 伊藤 寛幸          □ 林 公子</p> <p>□ 三輪 なお子        □ 十川 拓也          □ 池上 裕康</p> <p>□ 向野 絢子          □ 松下 啓一          ■ 宮崎 快</p> <p style="text-align: right;">( ◎委員長 ○副委員長 )</p> <p style="text-align: right;">( □出席 ■欠席 )</p>
事務局他	協働推進課 後藤課長 石原主幹 駒崎主事
議 題	<p>(1) 平成30年度自治基本条例フォーラムについて(報告)</p> <p>(2) 先進自治体への視察について</p> <p>(3) 平成31年度実施事業について</p> <p>(4) 戸田市自治基本条例の見直しの検討について</p> <p>(5) その他</p>
会議の経過	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり
議事録確定	<p>平成31年 1月25日</p> <p style="text-align: center;">委員長 大山 宣治</p>

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>1 開会</p> <p>2 挨拶 委員長挨拶</p> <p>3 議題 <u>(1) 平成30年度自治基本条例フォーラムについて (報告)</u></p>
事務局	<p>会議資料に基づき報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ フォーラムの概要と実施結果、改善が必要な点</li><li>・ 無作為抽出市民 (3,000 件) へのフォーラム参加案内送付の概要と実施結果、事後アンケート結果</li></ul>
委員長	<p>議題 (1) 平成30年度自治基本条例フォーラムについて、はじめに、市川委員に、第一部で事例発表された感想や意見をうかがいたい。</p>
市川委員	<p>私は、『わたしのまち自慢』として、町会長として、住民の方に地元を愛してもらうこと、そして地域の力について話をした。</p> <p>私の町会では、災害時に備え、町会で町会員名簿を作成している。</p> <p>85歳以上の一人暮らしの方、普段は息子夫婦と同居しているが日中は一人で生活している高齢者の方など、どういう方がどのような状況で暮らしているかを町会であらかじめ把握し、災害時に役立てようとして取り組んでいる。また、災害時用物資 (非常食、高齢者用おむつ、乳児用ミルクなど) の備蓄もしている。町会でこういった取り組みを続けることで、地元を好きになってもらう、町会を好きになってもらう、そして、町会内に住む住民の方に、この町会であれば安全だと認識してもらい、『自分が住んでいる町会を「ふるさと」と感じてもらいたい』という思いを皆さんに伝えた。今後もこのようなチャンスがあれば話をさせていただきたいと思っている。</p>
委員長	<p>それでは、フォーラムについて、他の委員からも意見や感想、質問等があればうかがいたい。</p>
委員	<p>無作為抽出数 3,000 件に対して参加者が 12 人という結果は、非常に少ない。一般的には、無作為抽出数に対して少なくとも 1%、良ければ 3~4% 程度の参加者数が見込めることもある。</p> <p>参加者数が少なかった要因として、今回のフォーラムの『ふるさと自慢』というテーマは、入り込みやすいテーマではあるが、参加者にとっての参加動機として考えると弱かったと考えられる。また、『あなたの発言が、今後のまちづくりに生かされます』というフォーラムのねらいがうまく伝わっていなかったということもあり得る。</p>

事務局	<p>今後、参加者がなぜ少なかったのかを分析し、次回以降実施する際に、改善を図る必要がある。</p> <p>例えば、神奈川県茅ヶ崎市や相模原市は、同様のフォーラムに対し、2～3%程度の参加者数がある。比較対象として、案内文書を参考にさせてもらってはどうか。</p> <p>了解した。</p>
委員	<p>実際に参加案内を受け取った方から話を聞いたところ、フォーラムのチラシを見て、「自分が参加するイベントではないと思った」と話していた。チラシにある『ふるさと戸田』や『あなたにとっての戸田の良さ』という部分から、戸田出身の方を対象としたイベントという印象を持ったようである。</p> <p>推進委員会では、「アイスブレイクで、参加者一人ひとりが生まれ育った『ふるさと』の話をし、それをもとに戸田の良さを話し合う」と企画したが、チラシからはその意図が十分に伝わらなかったのだと思う。推進委員会が意図した『わたしのふるさと＝自分のふるさと、生まれ故郷』というテーマも、実際にチラシを見た人は、『わたしのふるさと＝戸田生まれ、戸田育ち』と読み、戸田生まれの方が戸田の自慢をし合うイベントという印象を与えてしまったため、新住民の方は、自分が参加するイベントではないと感じたのかもしれない。</p> <p>また、今回、フォーラムの参加者が少なかった要因の一つには、日程的に市内小・中学校の学校公開日と重なったという点があると思う。</p> <p>しかし、違う見方をすれば、フォーラム開催時期を変えたとしても、「自治基本条例フォーラム」というイベントに参加してもらう（参加者数を増やす）ということには限界があるのかもしれない。</p> <p>市制施行50周年「とだ50祭」で、「自治基本条例コーナー」のブースを設けたように、他のイベントに参加し、条例の周知・啓発をする方法もある。今後、事業を考えていく際に、その点も含め検討したい。</p>
委員	<p>フォーラムに参加して、下記3点を意見として申し上げる。</p> <p>①事前アンケート調査が生かされたかということに疑問がある。</p> <p>今回の事前アンケート調査は、フォーラム参加時にアンケートを提出していただく方法としたため、無作為抽出数3,000件に対してフォーラムに参加した12人分だけの回収結果となっている。</p> <p>実際、フォーラムに参加しなくても事前アンケートには協力しようとしていた方や、参加したかったが他の予定がありフォーラムに参加できなかった方などもいたと思われる。このような事情があった方の調査結果が含まれていないところに問題がある。</p> <p>②グループトークで、新座市在住で市のまちづくりに携わっており、戸田市でのまちづくりに興味があり参加したと自己紹介されていた方がいた。フォーラムのテーマに関係なく、まちづくりに関心がある方は参加する傾向のようである。</p>

	<p>③フォーラムの参加者の対象を広げてはどうか。</p> <p>例えば、戸田市は「ボートのまち」として、週末に限らず平日も多くの方がポートコースを訪れている。今回のフォーラムの件で、広報活動として現地で声をかけたが、フォーラムを知らない人がほとんどであった。おそらく、「自治基本条例フォーラム」という言葉になじみがないのだと思われる。</p> <p>今度視察する静岡県焼津市では、自治基本条例に「まちづくり市民集会」が明記されており、このまちづくり市民集会が、本市のフォーラムのような市民が集まるイベントの企画を行っている。このような例を参考に、本市の自治基本条例フォーラムも方向性を変えて取り組んでみてもよいのではないか。</p> <p>「戸田市自治基本条例フォーラム」は、条例制定時からこれまで、条例の名称や内容を周知させる意味では有効であったと感じるが、市民の方が多く集まるイベントを目指すのであれば、「自治基本条例フォーラム」という名称では限界があると思う。イベントの名称を変え、市民が集まるイベントを別に企画した方がよい。</p>
委員	<p>戸田公園駅の広報ラックにもフォーラムのチラシが配架されていたが、目立つ場所でなく見つけづらかった。また、しばらく駅利用者の往来を見ていたが、フォーラムのチラシに注目している人はいなかった。広報活動のあり方も検討が必要である。</p>
事務局	<p>市内3駅の広報ラックは、ラックの数や掲示方法などルールがあり、そのルールの中での広報活動となることをご理解いただきたい。</p>
委員	<p>町会・自治会の掲示板にも同様のことがいえると思う。</p> <p>町会・自治会によって、目立つ場所に掲示されているものもあれば、他のポスターが上に重ねて掲示されているものもあった。</p> <p>チラシやポスターの掲示方法など、広報活動にも一部問題があるようにも感じた。</p>
委員長	<p>平成28年度の第1回フォーラムでは、チラシを全戸配布した。今回はチラシの全戸配布は行わず、広報紙への掲載であった。</p> <p>広報活動の違いも、フォーラムの参加者数や啓発活動に影響していると思われる。広報活動の成果も考慮し、今後検討していただくとよい。</p>
委員	<p>町会・自治会の回覧板を活用してみてもよい。</p>
事務局	<p>平成28年度は広報紙掲載、チラシの全戸配布、町会・自治会掲示板等へのポスター掲示を実施した。</p> <p>現在は町会・自治会の負担軽減のため、広報紙に掲載したイベントは、同じ内容のチラシを全戸配布することは控えるようにとの取り決めがある。そのため、平成28年度と同様の広報活動は難しい。</p>

<p>委員長</p>	<p>今後、フォーラムの広報活動を検討する場合、広報紙に掲載せず、チラシを全戸配布するという手法に変更することは可能である。また、町会・自治会の回覧板を活用することも可能である。だが、チラシの全戸配布と回覧板は同時に実施しないようにとの取り決めもあるため、全戸配布か回覧板かのどちらかを選択することとなる。なお、全戸配布するチラシは、今回のチラシのようなA4サイズ1枚のチラシは対象外となるため、A3二つ折り以上のチラシを制作することが条件となる。</p> <p>フォーラムの実施結果等を今後どのように生かしていくか、フォーラムの実施時期、進行時間の管理や進め方などについても、次回以降の推進委員会でも審議を継続していくこととしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>(2) 先進自治体への視察について</p>
<p>事務局</p>	<p>会議資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視察の目的      ・ 視察先      ・ 視察スケジュール</li> <li>・ 焼津市自治基本条例まちづくり市民集会実行委員会への事前質問（案）</li> </ul>
<p>委員長</p>	<p>議題（2）について何か意見等ないか。</p>
<p>委員</p>	<p>視察当日、焼津市まちづくり市民集会実行委員会の委員に質疑応答を行う時間はあるのか。</p>
<p>委員</p>	<p>実行委員は、大ワールドカフェの準備や運営に従事しているので、会議室のような別の場を設けて、質疑応答の時間をとってもらおうということは難しい。準備や運営が落ち着いてきたときに、手の空いている委員に、あいさつや自己紹介をする流れで質問することはできる。</p>
<p>委員</p>	<p>自治基本条例の成り立ちや制定された背景は、まちによって異なる。市民が地域課題の解決のために自治基本条例の必要性を感じ、市民が主体となって制定したまちと、行政の政策の一環で自治基本条例が制定されたまちとでは、自治基本条例のあり方自体に違いがあるはずである。焼津市まで視察に行くのだから、大ワールドカフェの運営や参加人数だけでなく、自治基本条例の成り立ちや制定に至るまでの背景などについても質問できるとよい。</p>
<p>事務局</p>	<p>事前質問については、本日の推進委員会後に締め切り、年内に、焼津市まちづくり市民集会の事務局にメールで送付し、視察日前までに回答をいただく予定である。焼津市側からの回答内容については、視察時の車中及び次回推進委員会にて報告する。</p> <p>また、視察に参加された委員には、焼津市で感じたことや大ワールドカフェに参加した感想、質疑応答の内容などを、次回推進委員会で発表いただき、推進委員会で共有することとしたい。</p>

委員	<p>焼津市まちづくり市民集会大ワールドカフェ終了後、焼津市から実績報告のような参加者の年代、参加したきっかけや動機などをまとめた資料を情報提供いただき、次回推進委員会で報告をお願いしたい。</p>
事務局	<p>焼津市の事務局に情報提供を依頼する。</p>
委員	<p>焼津市を視察する前の予備知識としてお話したい。正式名称は、「焼津市まちづくり市民集会」である。焼津市自治基本条例第17条に明記されている。また、まちづくり市民集会とは別に、条例第29条に、自治基本条例推進委員会のことが別に明記されている。</p> <p>まちづくり市民集会と焼津市自治基本条例推進委員会との関係性はわからないが、両者の関係性によって、戸田市が参考とすべき事項や質問の内容も変わってくる。戸田市は、自治基本条例フォーラムを戸田市自治基本条例推進委員会が実施している点で、焼津市とは条例による位置付けが異なるが、その点についても興味がある。</p>
委員	<p>焼津市自治基本条例推進委員会の委員が、まちづくり市民集会実行委員会を担っている。実行委員会の委員には、自治基本条例推進委員会の委員だけでなく、市民などのメンバーもいる。</p> <p>焼津市と同様の取り組みを、もっとも先進的に実施している自治体として、愛知県新城市が挙げられる。</p> <p>今回の視察では、実際に、焼津市の大ワールドカフェやまちづくり市民集会実行委員会の取り組みなどを体感してほしい。</p>
	<p><u>(3) 平成31年度実施事業について</u></p>
事務局	<p>会議資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 自治基本条例推進委員会の開催（6回）</li> <li>• 自治基本条例フォーラムの開催（無作為抽出による参加者案内）</li> <li>• 他自治体の取り組みの視察</li> <li>• 自治基本条例啓発品（名入れ）の作成・配布</li> <li>• その他</li> </ul>
委員長	<p>議題（3）について何か意見等ないか。</p>
委員	<p>無作為抽出によるアンケートの協力依頼は、アンケートを返送してもらうのが一般的であり、約3割が返送されるといわれている。</p> <p>今年度は予算の関係上、フォーラムに参加された方からのみアンケートを回収し、参加しない方にアンケートの返送は求めなかったが、平成31年度はどのような形式で実施する予定か。</p>

事務局	<p>現時点では、今年度と同様の形式と考えている。</p> <p>予算としては、郵送料のみを考慮すればよいので、事前アンケートを返送する形式に変更する場合は、3,000件の参加者案内を1,500件程度に変更すれば対応可能である。</p>
委員	<p>一般に、アンケート調査を業者に委託した場合、1割程度の回収率であり、1割程度回収できれば、アンケートとして成果があると考えられている。</p>
事務局	<p>今回の事前アンケートは、今後の市民活動の参加意向を訊ねる内容であった。事前アンケートを返送する形式に変更するのであれば、併せて、アンケートの項目に『フォーラムに参加できない理由』を追加するなど、アンケート項目の内容も検討していくこととしたい。</p>
委員	<p>『自治基本条例を知っているか』、『まちづくりに対してどのような考えを持っているか』という設問なども加えれば、さらに調査結果を生かすことができるのではないかと。</p>
事務局	<p>『自治基本条例を知っていますか』という設問は、他の部署が実施している「市民意識調査」の質問項目として設定している。質問内容が重なってもあまり意味がないので、設問の内容は検討していきたい。</p>
委員	<p>他市において「公共施設をどうするか」というテーマでの市民集会は参加者が多く、アンケートの回収率も高かったようである。</p>
委員長	<p>事前アンケートの内容検討を行う際、改めて意見をうかがいたい。</p>
	<p><u>(4) 戸田市自治基本条例の見直しの検討について</u></p>
事務局	<p>会議資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回委員会での審議案件</li> <li>・ 市民の定義について</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【戸田市自治基本条例】 一部抜粋</b> (定義)</p> <p>第3条 この条例における用語の意味は、次に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 市民次に掲げるものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市内に住所を有する者</li> <li>イ 市内に通勤し、又は通学する者</li> <li>ウ 市内で事業を営むもの</li> <li>エ 町会・自治会その他の地域における公共的活動を行う団体</li> <li>オ 市内で奉仕活動その他の社会貢献活動を行う個人又は団体</li> </ul> <p>(2) 行政 (3) まちづくり 略</p> </div>

委員	<p>《委員より説明》</p> <p>戸田市自治基本条例第3条『(2) 行政』、『(3) まちづくり』の規定については、個人的には問題ないと思う。『(1) 市民』の内容に問題があると思う。市民の定義は、『市内に住所を有する者』に改めた方がよいと思う。</p> <p>戸田市自治基本条例が制定されたのは、平成26年(2014年)7月1日である。条例制定の際に実施された戸田市パブリック・コメントを確認したところ、このような意見があった。</p> <p>「『この条例は市政運営の最高規範である。この条例の制定に伴い、既存の他の条例・規則等はこの条例の主旨に沿って整合が図られるとともに、新たに条例・規則等を制定または改廃する場合は、この条例の内容を踏まえる』旨の一文を追加してはどうか」と提案があった。</p> <p>それに対する市の回答は、</p> <p>「この条例の考え方が上位であるとかこれに従うということではなくて、尊重するものとして位置付けることが望ましい」という意見に集約された。</p>
委員	<p>戸田市の職員採用試験では日本国籍を有しない者、日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者等は受験資格がない。これは常識的な判断だと思われるが、戸田市自治基本条例に反していると思われないか。</p>
委員	<p>反しているとは思わない。</p>
委員	<p>「市民」とは何か。</p>
委員	<p>戸田市自治基本条例第3条(1)ア～オに明記するとおりである。</p>
委員	<p>「市民」という言葉は、地方自治法で規定されている言葉ではない。「市民」の定義を住民以外に拡大するのは地方自治法違反ではないのか。</p>
委員	<p>地方自治法に違反しておらず、問題ない。</p>
委員	<p>戸田市自治基本条例は、戸田市民が市政に介入するための道具とされているという見方もあるようだが、それについてどう思われるか。この場合の戸田市民とは、ある思想を持って市政に介入してくる戸田市民のことと考えていただきたい。</p>
委員	<p>ある思想とはどのようなことを想定しているか。</p>
委員	<p>仮に、国を転覆させようという思想と考えていただきたい。</p>

委員	国を転覆させる行為は犯罪行為である。
委員	思想は持っていること自体は犯罪ではない。
委員	もちろん思想を持っていることは犯罪ではない。国を変えようという気持ちを心の中で持っていること自体は問題ない、自由であるが、行動に移したら話は別である。
委員	『自治基本条例は、事実上の外国人参政権だ』という意見があるようだが、その点についてはどう思われるか。
委員	条例上にそのような記載はない。
委員	外国人が選挙に参加できると考える人はいる。
委員	その考えは飛躍しすぎである。 自治基本条例は確かに、自治のことについて定めたものであることに異論はないが、自治基本条例の条文を基本として、それぞれの法律で定めるとの規定がある。法律で参政権が認められていない人には投票権がない。
松下委員	<p>《松下委員による説明》</p> <p><b>【地方自治法・自治基本条例の制定された背景について】</b></p> <p>日本の地方自治の基本は地方自治法である。地方自治法の制定は、昭和 22 年（1947 年）、今から 70 年以上前であり、戦後の混乱期に成立した。その法律が未だに残っている。</p> <p>地方自治法は全部で条文が 473 条ある。473 条のうち、『住民』が主語の条文は 6 条しかない。残りの 466 条の規定は、『行政（役所）』と『議会』の規定である。つまり、地方自治法上、地方自治はだれが主体となっていくかということになると、『行政（役所）』と『議会』が行うこととなっている。昭和 22 年当時、市民の位置付けはこのような状況であった。『行政（役所）』と『議会』がやれば、みんなが幸せになれるという、そんな考えの時代であった。</p> <p>地方自治法における住民の規定を確認すると、  第 10 条は、行政（役所）からサービスを受ける権利や負担する義務  第 11 条は、選挙権  第 12 条は、条例の制定・改廃を請求する権利  第 13 条は、議会の解散請求権、議員や議長等の解職を請求する権利  第 242 条は、住民監査請求  第 242 条の 2 は、住民訴訟 である。  この 6 条が、地方自治法にある住民に関する規定の全てである。</p>

例えば、町会長や町会員として町会活動に励んでいる人などの記載は一切ない。NPOやボランティア、市民活動団体についての記載もない。このような仕組みで、日本の地方自治は制度化されていた。

「法の欠缺（けんけつ）」という言葉があるように、今は、町会・自治会が何も活動をしなかったら、防犯や福祉などが機能しなくなり、まちが維持できない、そのような時代になっているが、昭和22年に制定された地方自治法に今の時代に合った条文などあるわけがなく、地方自治法が想定している社会と、現実の社会が合致しなくなっている。

このような時代背景のもと、「自治基本条例」が全国的に制定され始めたのは、平成24年（2012年）頃からである。当時は、今ほど人口減少や高齢化がまだ切迫してはいなかったが、問題意識はあった。

昭和22年当時は地方自治法の規定の内容で社会が成り立っていたが、平成になり、高齢化や少子化が社会問題化している現在は、行政（役所）だけでは税金が不足し、まちの維持が困難な状態になり、町会・自治会やボランティア・市民活動団体による防犯・防災・福祉など分野の活動があつて、まちがようやく成り立つ時代になっている。

昭和50年に徳島市における公安条例事件で、『法律がない場合でも、法律が禁止している事項について条例で制定することは違法であるが、禁止されている事項でなければ条例を制定することは違法ではない』との判決が出ている。地方自治法で、町会・自治会活動やボランティア活動は禁止されているかという、禁止されているのではなく、触れられていないだけである。

今の社会の状況を踏まえ、昭和22年に制定された地方自治法が定める制度・仕組みではもはやまちが機能しないので、地方自治法で触れられていない事項、今の社会と照らして不足している部分を補っていかうという考えが、全国で自治基本条例が制定されている背景である。

また、行政（役所）任せでは成り立たない今の社会で、例えば、まちのために活動している町会・自治会の人たちが、地方自治法に規定されていないことを勝手にやっていると周りから言われたら、まちのために一生懸命頑張ろうという気にならない。自治基本条例によって、市民から感謝されたり、自分も町会・自治会に入って一緒に活動したいと仲間が増えたりしていけば、町会・自治会もさらに頑張ろうという気持ちになる。そのように、市民みんなで力を出し合ってまちづくりをしていこうというのが自治基本条例である。

### 【住民の定義】

地方自治法の「住民」の定義は、「市町村の区域内に住所を有する者」である。よって、住んでいる人は、日本人も外国人も住民である。

サービスを受ける権利や住民訴訟などに関しては、住民であれば、外国人も子どもも高齢者もだれにでも権利がある。外国人も住民登録をしていれば、その住民登録をしている自治体の住民である。

なお、選挙権は日本国籍を有する人に限られており、これは憲法で定められている。

**【市民の概念・定義 ～戸田市の現況から～】**

戸田市はどのようなまちかと考えた場合、人口約13万人、このうち、4万5千人は都内など戸田市外で勤務している。つまり、昼間は、戸田市民（住民）の約3分の1がいないということである。一方で、戸田市には約3万5千人が市外から働きに来ている。

例えば、日中に災害が発生したと仮定した場合、市外で仕事をしている4万5千人の戸田市民（住民）は、それぞれの勤務先等で身を守ることで精一杯で、とても戸田市を守ることはできない。そのようなときは、このまちに働きに来ている3万5千人の戸田市民（住民）ではない人やそのとき戸田市にいる人に、戸田市のために頑張ってもらい、まちを守ってもらうしかない。交通の便が悪く他から人が来ないようなまちがあれば話は別だが、戸田市はそうでなく人の出入りが大きいまちであるため、戸田市の住民だけでまちを守ることはできない。

このような考えから、「市民」という概念には、そのとき戸田市にいる人、戸田市で活動している人などにも、戸田市のために頑張ってもらいたいという思いが込められている。

ある事故で、事故発生後、すぐに現場に駆け付け救助に協力した方は、現場付近で働いている人たちで、そのまちの住民ではなかったという事例もある。それが現実の状況である。

委員

戸田市のために頑張ってもらいたいという思いに、きちんと応えてもらえる保障はあるのか。一方的に、思いを押し付けて良いものか。

松下委員

戸田市のために頑張ってもらいたいと働きかけ、戸田市のまちづくりに力を貸してもらいたいという思いを伝えていくということである。

人口が減少していく社会、税収が下がっていく中で、防犯・防災・福祉など様々な活動に、戸田市で活動している人も巻き込み、みんなの力を引き出し、まちづくりを進めていく方が効果的であるという考えで「市民」の定義を考え、自治基本条例を制定した経緯がある。

このような経緯があって、「市民」の定義や戸田市自治基本条例が制定された。戸田市の住民も、戸田市で活動している人も自分たちの生活や仕事などがあって簡単にはいかないが、今の時代、何も努力しなければまちが続いていかない。

今は条例制定当時よりさらに進んだ取組として「ふるさと納税」という制度がある。この制度は、そのまちに住んでいない人もターゲットにして、まちに住んでいなくても、まちを応援してくれる人を取り込もうという制度である

戸田市は、ふるさと納税の収支は赤字である。本来は、戸田市に住んでいない人からも戸田市を応援してもらい、まちを盛り上げていかなければならない。戸田市は幸い人口は増加しているが、この先、日本全体では人口が減少していくことは明白である。

今までの時代は、行政（役所）が頑張ればまちが成り立つという議論だったが、自治基本条例は、行政（役所）も議会も市民も頑張ればまちを盛り上げていこうというメッセージである。

	<p>もし、「市民」の定義を変えるのというのであれば、なぜ変えるのか明確な議論が必要となるし、「市民」の定義を変えて、戸田市に住む住民だけを「市民」と定義付けるなら、それでこれからのまちづくりが維持できるのかという明確な裏付けをもって行わないとならない。</p>
委員	<p>私は戸田市に一度も住んだことはなく、戸田市で活動したこともないが、縁あって戸田市で勤務している。そのような人もたくさんいるので、必ずしも戸田市在住にこだわらなくても良いと考える。</p>
委員	<p>『自治基本条例は、事実上の外国人参政権だ』という点はどうか。</p>
委員	<p>他の法律で規定されている事項について、法律の規定を超えて条例で制定することができないという制約がある。</p> <p>戸田市自治基本条例第3条で規定されている事項は、列記規定であるが、たとえ条例で市民として定義されている人であっても、仮に、他の法令に違反している場合は、法令が適用され対象から排除される。</p> <p>戸田市自治基本条例上の「市民」の定義も、他の法律で規定されている内容や法令違反の措置は、戸田市自治基本条例にも適用されることから、あえて条例に明記しなくても問題はない。</p>
松下委員	<p>自治基本条例を制定しようとする際、他のまちの自治基本条例を、インターネットで収集し真似て寄せ集めで作れば簡単につくれる。</p> <p>しかし、戸田市はそのようなことはせず、自分たちの身の丈にあった本当に必要な条例をつくろうと考えた。そこで、戸田市は「学ぶ」「体験する」「つくる」という3ステップを経てスタートした。例えば、実際に地域に行って市民の方たちが何に困っているかを知り、それを解決するために何が必要かを考えるなどの取組を経てきた。</p> <p>ネットの寄せ集めでなく、実体験を交えて作ったということが、戸田市の自治基本条例の自慢である。</p> <p>それ以外にも、愛知県新城市から始まり静岡県焼津市に広まった「市民まちづくり集会」について、戸田市の条例に規定することも議論に上がったが、条例制定当時の段階では、時期尚早という判断から明記しなかった経緯がある。このように、他のまちの先進的な取組を真似て取り入れることもできたが、条例が制定された後、その取組を実践できなかったらただのお飾りの条項になってしまうため、そういうことをしなかったということも、戸田市の条例制定時の理念としてある。</p>
委員	<p>その件については、懇談会の議事録にもあるが、その主旨が条文に反映されていない部分があり、その点が問題である。</p>
松下委員	<p>制定当時から時代も変わり別の視点もあるので、条例を改正する必要があると感じるなら、なぜそれが必要なのかという立法事実をもって改正すればよい。条例に完成形というものはなく、時代とともに常に変化していくものである。</p>

委員	<p>自治基本条例づくりに関わってきた者として、「市民」の定義を検討した際、相当時間をかけた。当時は東日本大震災の記憶が生々しい時期であった。例えば、岩手県遠野市では地震、津波が起きたら必ずこのまちは、沿岸部のまちに対してボランティアセンターを設置するというまちづくりの規範がある。実際、遠野市は、釜石市や大船渡市など沿岸部へボランティアや自衛隊を派遣する基地として震災直後から機能を発揮した。遠野市のまちづくりの理念として、自分たちがそこに置かれている意味をしっかりとらえ、他のまちに対してどのような役割を果たせることができるのかということ踏まえてまちづくりをしているということを知り、非常に感銘を受けた。</p> <p>戸田市も、首都直下地震や洪水等の大災害が想定されている。大災害発生時に市民がどうかにかかわっている場合ではなく、東日本大震災のときのように、災害ボランティアの方が大勢駆け付けてくださること、戸田市は住民の転出入が多いまちなので、元市民である昔戸田市に住んでいた方が力になりたいと来てくださるかもしれないと考え、「市民」の定義の第一案は、相当広範囲に設定した。しかし、その案では、あまりに抜け穴が多く、悪意をもって利用されるおそれもあることから、最終的に今の定義に行き着いた経過がある。</p> <p>例えば、条例第3条オでは、市外に本部があつて戸田市で活動している場合、戸田市のために頑張ってくれているという点から、「市民」として入れた方がいいという考えから、「市民」として定義している。</p> <p>条例を作った目的から、まちづくりの担い手として想定する「市民」は、第3条に掲げられる方であるという思いを込めて、「市民」の定義を明記している。「住民」と「市民」は区別し、戸田市自治基本条例では、そのような意思を込めて、「市民」を定義した。</p>
委員	<p>日本の多くの自治体に自治基本条例があるが、どの自治体の自治基本条例も内容が似通っており、それぞれにあまり特徴がないように感じる。</p>
松下委員	<p>他の自治体の自治基本条例全てを把握しているわけではないが、愛知県新城市や静岡県焼津市など、それぞれに特長はある。</p> <p>どの自治体の自治基本条例も共通する内容が多いということは、その内容が共通して大切なことということではないか。</p>
委員長	<p>本日の審議はこれをもって終了としたい。</p> <p>「市民」の定義について、本日の審議で見直しの可否の採決をすることで問題ないか。</p>
委員	<p>この件は、さらに討議が必要だと思うので、継続審議を希望する。</p>
委員長	<p>それでは、この件は次回の推進委員会でも、本日の審議を踏まえ、継続して審議することとする。</p>

	<p><u>(5) その他</u></p>
事務局	《市長との意見交換会について説明》
委員長	議題（5）について何か意見等ないか。
委員	特になし
事務局	座談会・懇談会形式で、日時・場所の調整を行うこととする。
事務局	<p>4 事務連絡 次回会議は平成31年2月中旬を予定している。</p> <p>5 閉会</p>